

## 「JAマイカーローン」商品概要説明書

(令和7年4月1日現在)

商品名	J Aマイカーローン
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当JAの地区内に居住またはお勤めの方で、当JAの組合員の方。 ※現在組合員でない方でも、当JA所定の出資金をお預けいただけますと、組合員となることができます。</li> <li>●お借入時の年齢が満18歳以上75歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・満71歳以上の申込みの場合は、JAとの既存取引（農産物代金の入金、年金振込、給与振込、定期貯金、定期積金のうち1つ以上）がある方。</li> </ul> </li> <li>●前年度税込年収が150万円以上ある方（自営業者の方は収入から必要経費を差し引いた「前年度税引前所得」とします）。ただし、新卒内定者で、入社月の6ヶ月前以降に事前審査申込みいただく場合を除く。</li> <li>●勤続（または営業）年数が1年以上の方。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・新卒の農業者、給与所得者（新卒内定者を含む）および年金受給者の方はこの限りではありません。</li> </ul> </li> <li>●生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人または同居ご家族の持ち家であること）。</li> <li>●当JAが指定する保証機関（愛媛県農業信用基金協会）の保証が受けられる方。</li> <li>●その他JAが定める条件を満たしている方。</li> </ul>
資金用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご本人またはご家族が必要とされる次の資金（車体本体代金の場合は、借入申込日から過去3か月以内にお支払い済みを含む。）が対象です。ただし、事業資金（営農用トラック以外の営業用自動車等）は除きます。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①自動車・バイク・自転車・除雪機・電動いす（いずれも中古車を含む）のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用</li> <li>②自動車等の車検・点検・修理費用、保険掛金</li> <li>③運転免許の取得のための資金</li> <li>④カー用品（カーナビ等）の購入資金</li> <li>⑤車庫建設のための資金（ただし、施工費の総額が100万円以内）</li> <li>⑥他金融機関または信販会社からお借入中の自動車ローン借換</li> </ul> </li> </ul>
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>●10万円以上1,000万円以内（1万円単位）。</li> <li>・ただし、所要金額の範囲内とします。</li> <li>・お借入時に71歳以上の場合は、200万円以内（1万円単位）とします。</li> </ul>
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>●据置期間を含め6ヶ月以上15年以内（1ヶ月単位）とします。ただし、据置期間は新卒内定者のみ対象とし、初回のご融資日からご融資対象者の入社前月末までの範囲内とします（最大6ヶ月）。</li> </ul>
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次のいずれかよりご選択いただけます。           <ul style="list-style-type: none"> <li>【固定金利型】 当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。</li> <li>【変動金利型】 お借入後の利率は、基準日（4月1日、10月1日）の基準金利（当JAで定めるパーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</li> </ul> </li> <li>●利率は店頭に掲示します。詳しくは、当JAのローン相談窓口へお問い合わせください。</li> </ul>
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。</li> </ul>
担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不要です。</li> </ul>

保証人	●当JAが指定する保証機関（愛媛県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。																		
保証料	<p>●一括前払い・分割後払いのいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>①一括前払い ご融資時に一括して保証料（年0.5%）をお支払いいただきます。 【お借入額100万円あたりの一括支払保証料例（概算金額）】 ・保証料年0.5%、元利均等返済の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>お借入期間</th><th>3年</th><th>5年</th><th>7年</th><th>10年</th><th>15年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料（円）</td><td>8,000</td><td>13,000</td><td>18,000</td><td>26,000</td><td>39,000</td></tr> </tbody> </table> <p>②分割後払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料（保証料率：年0.5%）をお支払いいただきます。</p>	お借入期間	3年	5年	7年	10年	15年	保証料（円）	8,000	13,000	18,000	26,000	39,000						
お借入期間	3年	5年	7年	10年	15年														
保証料（円）	8,000	13,000	18,000	26,000	39,000														
団体信用生命共済（保険）	<p>●ご希望により、当JA所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下記記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済（保険）名</th><th>加算利率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>年0.22%</td></tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年0.47%</td></tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年0.32%</td></tr> <tr> <td>団体信用生命共済（連生）</td><td>年0.37%</td></tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td><td>年0.47%</td></tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命保険</td><td>年0.27%</td></tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命保険（連生）</td><td>年0.42%</td></tr> <tr> <td>団体信用生命保険（ワイド）</td><td>年0.47%</td></tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年0.22%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.47%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.32%	団体信用生命共済（連生）	年0.37%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.47%	がん保障特約付団体信用生命保険	年0.27%	がん保障特約付団体信用生命保険（連生）	年0.42%	団体信用生命保険（ワイド）	年0.47%
団体信用生命共済（保険）名	加算利率																		
団体信用生命共済（特約なし）	年0.22%																		
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.47%																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.32%																		
団体信用生命共済（連生）	年0.37%																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.47%																		
がん保障特約付団体信用生命保険	年0.27%																		
がん保障特約付団体信用生命保険（連生）	年0.42%																		
団体信用生命保険（ワイド）	年0.47%																		
9大疾病補償保険	<p>●ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては、お借入利率に以下の利率が加算されます。</p> <p>加算利率：年0.54%</p>																		
手数料	●不要です。																		
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融共済部（電話：0898-68-7800）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 またJAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）</p>																		
その他	<p>●お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>●書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。</p>																		

- 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAのローン相談窓口までお問い合わせください。
- 連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

